

# 令和4年度「産地交付金」の使途計画

## ○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠（独自）②国支援枠（国）③県支援枠（県）の3種類

◆国の支援単価は調整なし。県支援は上限単価。

◆協議会独自支援枠の単価調整は、「作付拡大支援（団地化）」と「共同施設利用加算」、「担い手収量向上支援（大豆）」、「二毛作加算」及び「流通合理化加算（飼料用米）」で行い、他の使途では行わない。但し、配分枠が不足する場合、「作付拡大支援（団地化）」で調整を行い、さらに下回る場合は、独自使途内で一律減額調整。

## 【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10aあたり)	交付要件・作物別独自要件								
(独自) 【担い手収量向上支援】 大豆	10,000円 (10,000円～ 25,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者、市認定集落営農、認定新規就農者</li> <li>○実需者等との間で出荷、販売契約を締結していること。</li> <li>○里のほほえみ及び里のほほえみと合わせたエンレイ、シュウリュウ等を作付し販売を行うこと。</li> <li>○「耕うん畝立て同時播種」、「排水対策（明渠、弾丸暗渠等）」、「中耕培土」のいずれか1つ以上に取り組むこと。</li> </ul>								
(独自) 【作付拡大支援】団地化 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・ねぎ・ アスパラ菜・トマト	25,000円 (20,000円～ 40,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○作物別に設定する下記の作付規模を確保し、生産者に加算交付する。 《作物別規模要件》</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>作付規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えだまめ</td> <td>20a以上</td> </tr> <tr> <td>カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ・にんじん</td> <td>10a以上</td> </tr> <tr> <td>アスパラ菜・トマト</td> <td>2.5a以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二毛作も対象とする。ただし、えだまめ後ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ、にんじんもしくはブロッコリー・カリフラワー・キャベツ後にえだまめとする。</li> <li>※ 作付拡大支援（団地化）対象者は、直売施設利用加算は対象外</li> </ul>	作物名	作付規模	えだまめ	20a以上	カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ・にんじん	10a以上	アスパラ菜・トマト	2.5a以上
作物名	作付規模									
えだまめ	20a以上									
カリフラワー・ブロッコリー・キャベツ・ねぎ・にんじん	10a以上									
アスパラ菜・トマト	2.5a以上									
(独自) 【二毛作加算】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・にん じん	10,000円 (10,000円～ 20,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二毛作も対象とする。ただし、えだまめ後ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ、にんじんもしくはブロッコリー・カリフラワー・キャベツ後にえだまめとする。</li> <li>※ 作付拡大支援（団地化）対象者は、直売施設利用加算は対象外</li> </ul>								
(独自) 【コスト低減支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	7,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、地域の農協等が整備した機械（オペレーターは除く）で、定植及び収穫に取り組んだ者</li> <li>○機械レンタル（借上げ）または作業を委託した者も対象者とする。</li> </ul>								
(独自) 【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎ・なす・山菜（う ど・ぜんまい・たらの芽）・自然 薯・アスパラ菜・みょうが・だい こん・さといも・ブロッコリー・ カリフラワー・アスパラガス・ト マト・キャベツ・かぼちゃ・春ま き玉ねぎ・ユリ・にんじん	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○対象品目を作付し、直売施設・JA等に販売すること。ただし、直売施設はJA・農家等が組織的に運営しており、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施設とする。</li> </ul>								
(独自) 【共同施設利用加算】 そば	7,000円 (7,000円～ 12,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、共同乾燥調製施設を利用し、出荷、販売契約を締結していること。</li> <li>○「有機肥料使用による栽培」、「排水対策（明渠、暗渠等）」の実施</li> </ul>								
(独自) 【耕畜連携土づくり加算】 飼料作物・WCS用稲	5,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料作物・WCS用稲を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携（資源循環）の取組を行う農業者</li> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。</li> <li>○連携相手となる者と3年以上の利用供給協定を締結していること。</li> </ul>								

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
<p>(独自) 【流通合理化加算】 飼料用米</p>	<p>2,000 円 (2,000 円～ 15,000 円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○CE、RCの共同乾燥調製施設を利用（出荷）し、施設からトンパック又はバラで輸送すること、または個別生産者からJA等集出荷事業者へ1トンパックで出荷すること。</li> <li>○飼料用米に限らず自身の経営において、「直播栽培（乾田直播栽培、湛水直播栽培）」、「温湯種子消毒」、「作期分散（作期の異なる複数品種（早生、中生、晩生）」のいずれか1つ以上に取り組むこと。</li> </ul>
<p>(国) 【複数年契約加算】 飼料用米・米粉用米</p>	<p>6,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者。</li> <li>○飼料用米または米粉用米の令和2年産から3年以上、令和3年産から3年以上の複数年契約の締結。</li> <li>○契約数量は、複数年契約期間内において、維持または増加するもの。</li> <li>○契約書には①各年産の契約数量②販売価格または販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。</li> <li>○契約不履行となった場合、過年度分の交付額を返還となり得る。</li> <li>○飼料用米について、生産性向上として次の取組を1つ以上に取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多収性品種の導入</li> <li>・作業の省力化技術の取組</li> <li>・基幹施設利用（CE、RC等）</li> <li>・農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規農業者、集落営農、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体による作付け</li> </ul> </li> </ul>
<p>(国) 【作付支援】 そば</p>	<p>20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○出荷・販売契約を締結していること。</li> </ul>
<p>(国) 【作付支援】 新市場開拓用米</p>	<p>20,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新市場開拓用米の生産販売に取り組む市内農業者</li> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者</li> <li>※ 水田リノベーション事業対象面積との重複交付は不可。</li> </ul>
<p>(県) 【複数年契約支援】 加工用米・新市場開拓用米</p>	<p>12,000 円 (上限)</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実需に対し需要に応じた品種等を安定供給するため、実需と複数年契約を締結した取組に対して支援。</li> <li>○国の複数年契約加算に準ずる。 (R2年から及びR3年からの継続分)</li> <li>※ 今後県が設定し承認</li> </ul>
<p>(県) 【安定生産支援】 加工用米</p>	<p>6,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者</li> <li>○以下のア又はイのどちらかに取り組むこと <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和4年産から新たに3年以上の複数年契約を締結すること</li> <li>イ 低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと</li> </ul> </li> <li>○契約不履行となった場合、交付額は返還の対象となり得る。</li> </ul>
<p>(県) 【拡大支援】 高収益作物</p>	<p>25,000 円 (上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協議会が支援する高収益作物</li> <li>○申請者毎にみて、対象作物の合計支援実面積の前年度からの増加面積に対して支援</li> </ul>